

就業規則等の一部改正について「提案」

働き方改革の一環として使いやすい「保存休暇」等の制度改正が提案された。イーストユニオンとしては前向きに捉える。良い制度が絵にかいた餅にならないよう労使の協力が大切だ!!

本部は、2月6日、終業規則等の改正について提案を受けた。今後、必要に応じ本部交渉を行う。(内容別紙：1 改正内容 (1)「保存休暇制度」制度改正 (2)「配偶者出産休暇」の新設 (3)配偶者の海外転勤帯同を目的とした「自己都合休職」の休職期間の変更 2 改正労働法対応 3 実施日：平成30年4月1日 4 その他)

組合の要点

1. 保存休暇の使用条件を分かりやすく説明してほしい。
2. 保存休暇を持っている方は職責の重い管理者が多いと思う。年休を使いきれない問題もある。退職時、エルダーに引き継げると良いと組合は考えている。
3. 来年度へ移行の年間累積日数は4日で良いか。基本は年休を使いきることである。
4. (2)「配偶者出産休暇」3日の新設、暦日と思うが、時間の分割はどうなのか。
5. (3)配偶者の海外転勤帯同を目的とした「自己都合休職」の休職期間の変更。休職して配偶者の海外転勤と一緒にいて行くイメージか。

会社の要点

1. 使用事由、私傷病予防等としての人間ドック、各種検査・通院。育児、妊産婦、介護の無休休暇の取得事由と同様のものと考えてほしい。無給が有給となる。
2. 提案の趣旨は保存年休を使いやすくするではあるが、一番は年休をしっかりと使って欲しい。
3. 平成30年3月31日で流れる年休が4日あれば、4月1日に4日保存される。基本は年休を使い切ること。保存年休を奨励はしていない。
4. 有給として基本的には暦日である。急な出産等、入退院は暦日だと思う。
5. 自己都合休職は現行1箇年であるが、通例の海外転勤の場合1年では足りない。そのため離職者を無くしたい。育児休職と同じ、3年後は前職種に配属になる。

詳しくは、交渉速報を参照してください。